

指 示

平成 25 年 3 月 7 日

大熊町長 殿
写) 福島県知事 殿

平成 23 年 (2011 年) 福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 20 条第 2 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 大熊町における平成 23 年 3 月 12 日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域のうち、前面海域[※]の避難指示区域については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 25 年 3 月 25 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。
 2. 大熊町における平成 23 年 4 月 21 日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域のうち、前面海域[※]の警戒区域については、平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 25 年 3 月 25 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。
- ※ 大熊町と双葉町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度(北緯 37 度 25 分 36.8 秒)から南側の海域であり、富岡町と大熊町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度(北緯 37 度 22 分 23.1 秒)から北側の海域であって、かつ、東経 141 度 5 分 20 秒から西側の区域の海域をいう。

以上